

死刑制度について考える

～死刑廃止に向けた日弁連の取組～

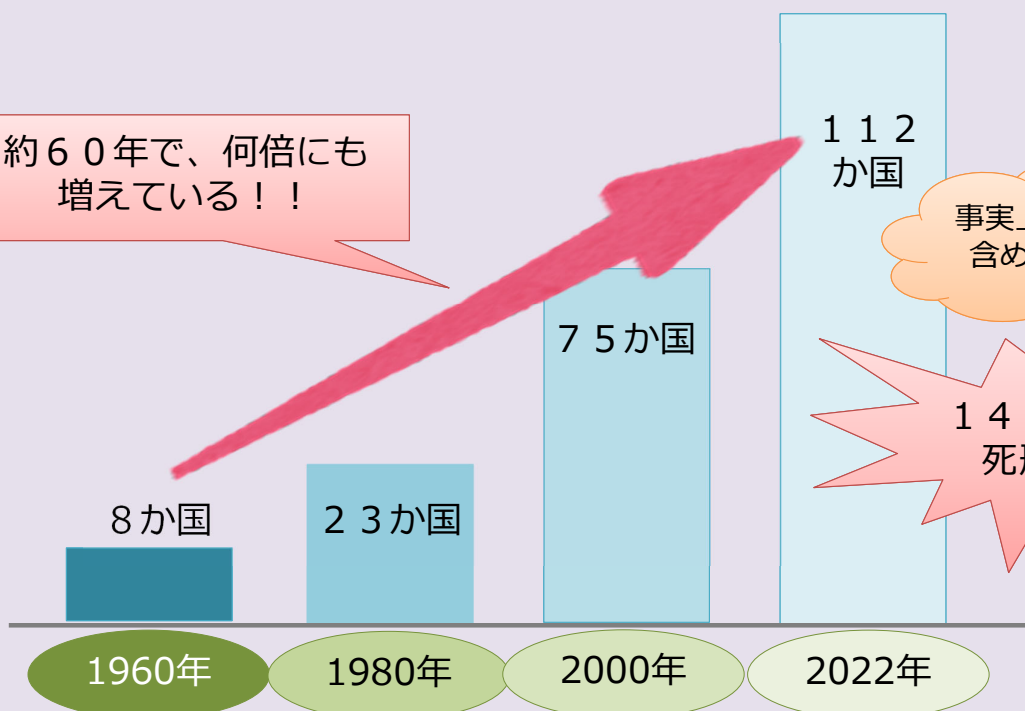
日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部
事務局長 弁護士 小川原優之

死刑制度について考える

国際社会は死刑廃止に向かっている

死刑廃止国数の推移

約60年で、何倍にも
増えている！！



事実上の廃止国も
含めると・・・

144か国が
死刑廃止

主な廃止国

144か国

OECD加盟38か国は大半が廃止

「先進国の代表」たるOECD加盟国で、**国家として統一して死刑執行しているのは日本のみ**

ヨーロッパはほぼ廃止

欧州の例外（存置）はベラルーシのみ
ちなみに、ロシアも停止状態を維持

北米では、カナダが廃止
米国でも、廃止や停止が相次ぐ

米国の50州中23州が廃止、3州が停止、
2021年、米国連邦レベルでも停止

中央・南アメリカも大半が廃止

中央アメリカでは、キューバ等存置は少数
南アメリカでは、ガイアナ以外は廃止

オセアニアでもほぼ廃止

オーストラリア、ニュージーランド、島嶼諸国では
いずれも廃止

アフリカでも廃止が目立つ

アルジェリア、ウガンダ、セネガル、南アフリカ、
ベナン、ナミビア、チャド等で廃止

主な存置国

55か国

独裁、非民主国家は存置が多い

中国、北朝鮮、アフガニスタン、シリア、リビア、
ソマリアなどでは死刑存置

中東では存置が目立つ
アフリカ発展途上国の一部でも存置

サウジアラビア、イラン、イラク、カタール、エジプト、
エチオピア等では存置

日本は、まだ、こちらのグループ



日本国民は、このような国際的実態を
どれだけ知っているのだろうか？

データはアムネスティ日本の統計より

死刑制度と「外交問題」

犯罪人引渡条約

国外に逃亡した被疑者の引渡に関する条約



国は他国からの要求があっても犯罪人を引き渡す義務を負わないが、犯罪人引渡条約を結ぶことで、相互に犯罪人の引渡しの義務を約束する。

日本からの国外逃亡犯は、年間何人くらいか？

令和3年
外国人 561人
日本人 132人

かなりいる！

では、海外から何人引渡しを受けているのか？

平成30年 : 0人
令和元年 : 0人
令和2年 : 0人
令和3年 : 2人

ほとんどいない！

人数は犯罪白書より

WHY?



どうして日本では、犯罪人の引渡しがこんなに少ないの？

欧米諸国では、条約締結は数十から百か国以上に及んでいる。

日本において、犯罪人引渡条約を締結できている相手国が少なすぎる！



米国と韓国のみ！

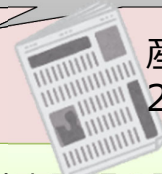
WHY?



どうして日本では、犯罪人引渡条約締結国がこんなに少ないの？

自国民が日本で死刑に処される恐れから、締結に至らないとも・・・

・・・法務省関係者は、死刑を導入していることが一因、と指摘する。



産経新聞
2021.3.3

最近でも、広域強盗事件を受けて、国外逃亡の容疑者の引渡しを円滑に行う対策が議論されています。



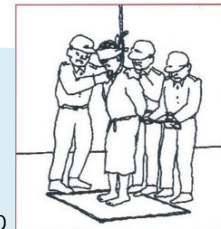
死刑制度が重要な外交問題の障害になっているのではないのでしょうか？

死刑制度と「世論」

死刑に関する情報公開が不十分

政府世論調査の結果では、8割が死刑支持とされているが・・・

Scene of Execution



知らなかった

内閣府

「京都 कांग्रेस」日弁連主催サイドイベントの資料より

死刑制度の実態については、国民にほとんど明らかにされていない

その上で、政府の用意した二者択一だと・・・

死刑囚の処遇・心身の状況

死刑の具体的な執行方法

執行される人の選ばれ方

えん罪の危険

死刑制度の国際的状況

死刑に携わる職員等の心身の負担

無期懲役刑の運用実態

など
など

1

死刑は廃止すべきである。

9.0%

2

死刑はやむを得ない。

80.8%

政府世論調査回答の二者択一が不適切

多くの回答者が、そもそも広い概念である「やむを得ない」に誘導されてしまう！



「死刑はやむを得ない」とした中で、「状況が変われば将来廃止してもよい」とした人が**約40%もいた**。

「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止するほうがいい」と回答した人は**約35%もいた**。

諸外国の死刑廃止と「世論」

世論とは離れて、政治家のリーダーシップによって実現されてきた。



ドイツ 1949年廃止

イギリス 1969年廃止

フランス 1981年廃止

1948年	死刑支持 74%
1950年	死刑復活 55%

1962年	死刑支持 81%
1965年	死刑支持 70%

1980年	死刑支持 58%
1981年	死刑支持 62%

データは法務省HPより



日本政府は、法の支配等の普遍的価値を、世界にも行き渡らせる「司法外交」を掲げています。

「人命を奪う」という刑罰が、真に普遍的価値に合致するのか、国会議員こそが向き合うべきです。



法務省

死刑はなぜ廃止されなければならないのか

国家による重大な人権侵害	人権の中核をなし、国政上最も尊重されなければならないはずの「生命」を、国家が自ら剥奪する過酷な刑罰である。
憲法が禁止する残虐な刑罰	足元の踏み板が外れて勢いよく落下する方式が取られている。頭が胴体から離断する可能性もあると言われている。
えん罪の危険	死刑確定から再審無罪となった事件が4件もある。現在も「袴田事件」が再審係属中。執行されると取り返しが見つからない。
誤判の危険	2009年の裁判員裁判開始後だけでも、地裁の死刑判決が高裁で破棄、無期懲役に減刑された事件が7件もある。
再審請求中の執行が増加	裁判を受ける権利を根こそぎ奪う刑罰。再審裁判所が検察に証拠開示を求めている最中に執行された例さえある。
国際社会は次々と廃止へ	現在144か国が廃止し、存置しているのは55か国にとどまる。存置国は、独裁・非民主国家が多い。
重要な外交の障害	死刑制度の存在が、外国との地位協定や犯罪人引渡条約締結の障害になっている。国益を損ねる例も。
存置には国際的な非難	日本は、国連自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会から度重なる死刑廃止に向けた勧告を受けている。
犯罪抑止力は極めて疑問	むしろ「自分では死にきれず、死刑になりたかった」という理由で重大な犯罪に及ぶ例さえある。
受刑者処遇の主眼が「改善更生」へ	刑罰制度は、更生により社会全体の安寧に資するものであるべき。死刑は、更生とは相容れない刑罰である。

受刑者処遇の主眼が「改善更生」へ

2022年6月の刑法改正で、懲役刑と禁錮刑が一元化され「**拘禁刑**」となる。

受刑者処遇の主眼

懲らしめ

更生

死刑だけが教育・更生を指向しない異質な刑罰となりました。



犯罪被害者支援について

死刑廃止と被害者支援は、いずれも民主主義社会の重要な課題！

関係者のご努力もあり、被害者給付制度が整ってきました。



しかし、特に欧米諸国と比較すると、まだまだ十分とはいえません。

予算規模が小さい

欧米では百億円規模の予算を組んで、被害者の精神的損失・経済的損失等を社会が支える制度を指向している。日本とは桁が違う。

政府の基盤が不十分

北欧では犯罪被害者の支援を専門に扱う省庁を設ける国もある。日本では内閣府、警察庁、金融庁、総務省等が各一部関係しているのみ。

給付金の額が不十分

民事上の賠償額は数千万円、ときには1億円超も。しかし、遺族給付金の平均額は約600万円、年総額でも10億円程度にとどまる。

損失補填の仕組みがない

日本では公安委員会が、小さい規模の予算の範囲で前掲の給付金額を決定するのみ。北欧では国が賠償金を立替払いする制度等がある。

死刑廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言

提言の趣旨

死刑制度の廃止

代替刑として

終身拘禁刑の創設

仮釈放のない終身拘禁刑



無期刑への特別減刑手続制度

改悛の状が顕著等、一定の要件の下、例外的に、仮釈放制度の適用のある無期拘禁刑に減刑する特別手続を創設する。

代替刑創設が必要な理由

刑の均衡上、死刑以外で無期懲役以上の代替刑が必要

自由刑の極刑というべき終身拘禁刑の創設

死刑廃止を国民が許容することにつながる

内閣府世論調査

「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止するほうがいい」と回答した人は**約35%**もいた。



内閣府世論調査の問題点について、日弁連は別途指摘しています。

死刑廃止を求める理由

基本的人権の核をなす「生命」を国家が剥奪する刑罰

誤判があれば、取り返しがつかない。

刑罰制度の本来の趣旨とも全く整合しない。

受刑者処遇の主眼が「改善更生」へ

人間性の回復
社会的包摂の達成

2022年6月の刑法改正で、
懲役刑と禁錮刑が一元化され
「**拘禁刑**」となる。

受刑者処遇の主眼

懲らしめ

更生

死刑だけが、改善更生を一切否定する「特異」な
刑罰となりました！

死刑制度の問題点は、多岐
にわたります。

日弁連は、別途問題提起し
ています。

終身拘禁刑受刑者への処遇

改定国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

我が国の「行刑改革会議提言」（2003年12月22日）

これらを参考として、憲法が求める「個人の尊厳」を尊重した
内容となる処遇制度を検討する必要があります！

終身拘禁刑の減刑制度が必要な理由

改悛の状が顕著等の要件を満たした人には、例外的に減刑の上での仮
釈放の可能性も認めるべきです。

担当機関

裁判所（合議）での審判とする

刑執行中の刑罰変更
の重大な判断のため

申立時期

15年又は20年後に可能とする（さらに減刑
後10年で仮釈放審理が可能）

残虐な刑罰という評
価を避けるため等

ご清聴ありがとうございました。

死刑廃止論・死刑存置論の主張されている根拠 一覧表

～2022 年第 32 回近畿弁護士会連合会人権擁護大会・シンポジウム第 2 分科会資料より

(資料：国会国立図書館「死刑をめぐる論点」、法務省「死刑制度の存廃に関する主な論拠」等)

<死刑廃止論>	<死刑存置論>
1 思想・信条	
<ul style="list-style-type: none"> ・凶悪な犯罪者であっても、刑罰として人の生命まで奪うことは野蛮であり残酷で、国家の制度として認められない。 ・国連は、1966 年 12 月に「自由権規約」を採択し、その第 6 条 1 項は「生命権の不可侵」を規定しており、日本も 1979 年にこの規約は承認している。 ・死刑存置の理論的検証なしに多数の国民の意見を持ち出すのは悪しきポピュリズムである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を殺したものは、自らの生命をもって罪を償うべきである。 ・懲役刑や罰金刑では犯人の自由権、財産権が奪われるのに対して、凶悪な事件を起こし他者を殺害した者の「生きる権利」だけは不可侵であるということを自明のこととして受け入れることは出来ない。 ・人を殺すなど凶悪な犯罪者に対しては、死刑をもって臨むべきであることが国民の道義的、法的確信ないし国民感情になっている。
2 憲法との適合性	
<ul style="list-style-type: none"> ・死刑は、憲法 36 条が絶対的に禁止する「残虐な刑罰」に該当する。 ・憲法 36 条の「残虐な刑罰の禁止」は、憲法 31 条の適正手続・実体的適正の保障としての刑罰の具体的なあり方を規定したと解され、それゆえ前者が後者に優先する。 ・憲法 31 条の実体的適正の原理の具体的内容は、憲法 13 条以下の人権規定にあると解され、死刑は憲法 13 条に定める生命権を制約する刑罰として正当化され得ない。 ・最高裁判所 1948 年 3 月判決の補足意見は、「しかし憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものは考えられない。…国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、…かかる場合には、憲法 31 条の解釈もおおのずから制限されて、死刑は残虐な刑罰として憲法に違反するものとして、排除されることも 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑罰としての死刑そのものは、憲法 36 条が禁止する残虐な刑罰に当たらず、これを一般的に禁止しているとは解されない。 ・憲法 13 条は、生命に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする反面、公共の福祉に反する場合には、立法上制限または剥奪されることを当然予想している。 ・憲法 31 条は、国民個人の生命であっても、法律の定める適正な手続きによって、これを奪う刑罰を科しうることを規定している。 ・最高裁判所 1948 年 3 月判決では、「憲法は、現在多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し(当時の廃止国は 8 か国)、これを是認していたものと解すべきである。」として合憲とされ、その後の最高裁判決でも踏襲されている。

<p>あろう。」とも述べており、今はまさにその時期ではないか。</p>	
<p>3 誤判の可能性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・死刑は一度執行すると取り返しがつかないから、誤判による死刑執行を防ぐため、死刑制度を廃止すべきである。 ・自由の侵害には回復の可能性があるが、死刑の場合には一度執行されると回復されることがない。 ・責任能力の存否の判断に関する誤判や量刑の誤判の可能性は否定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤判は死刑に特有の問題ではない。誤判の可能性は死刑事件に限らず存在するのであり、これを理由に死刑を廃止するのであれば、刑罰すべてを廃止しなければならない。裁判は慎重に行われており、現状では支障は少ない。 ・現行犯逮捕のような誤判の余地のない事件については、死刑を否定する理由はない。
<p>4 犯罪の抑止効果</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・死刑の威嚇力に関しては、その存否に関する実証的、科学的根拠は存在せず、抑止力は死刑の正当化根拠とならない ・死刑の威嚇力は、死刑に特有の威嚇力が論証されないかぎり犯罪抑止上正当化されないが、その論証は不可能であろう。 ・再犯の可能性を消滅させる方法は終身刑など他にもありうるのであって、死刑が唯一絶対のものというわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死刑には他の刑罰と比較して、重大犯罪の実行をためらわせる固有の犯罪抑止力がある。死刑の犯罪抑止力を科学的、統計的に証明することは困難であるものの、一般に死刑を含む刑罰は犯罪に対する抑止力を有するものと認識されている(一般予防)。 ・凶悪な犯罪者による再犯を防止するためには、死刑による生命剥奪によって社会から完全に隔離する必要がある(特別予防)。
<p>5 被害者・遺族の感情</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者遺族の心理は多様なはずであり、加害者と被害者との関係、犯行の態様、被害者と遺族との関係性、事件前後を通じた加害者の言動等、様々な要素によって、死刑判決や死刑の執行が遺族の心理に与える影響も多様である。 ・現行法制度は、被害者(遺族)感情の鎮静を犯罪者処罰の目的とはしていない。被害者(遺族)感情の問題は、死刑によって解決できるものではなく、被害者支援制度の充実によってこそ解決できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者・遺族の心情からすれば死刑制度は必要である。凶悪犯罪の被害者(遺族)の犯人に対する強い感情は、その犯人に死刑を科すことで鎮静が可能となる。 ・被害者の生命と加害者の生命とを比較して、後者よりも前者を重視しなければ、バランスを保てない。
<p>6 更生の可能性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・どんな凶悪な犯罪者であっても、人格形成の可能性は無限にあり、更生の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯人が更生したからといって、犯人が犯した罪が消えるわけではないし、殺した人間を生き返らせることはできない。

7 世界の潮流と外交への影響	
<p>・死刑の廃止が国際的な潮流であることから、日本も歩調を合わせ、国際人権法を尊重すべきである。</p> <p>・国連人権理事会による普遍的定期的審査(UPR)において、日本は、死刑の廃止、死刑執行の停止、自由権規約第2選択議定書の批准等を行うよう、多数の国から繰り返し勧告を受けている。</p> <p>・日本に死刑制度が存置されていることによって、以下のような外交上の影響がある。(1)犯罪人引渡条約への影響</p> <p>死刑制度があることによって、日本はアメリカと韓国以外の国々と犯罪人引渡条約を締結できず、死刑廃止国に逃亡した犯罪者を処罰できない。</p> <p>(2)日豪間の円滑化協定への影響</p> <p>法定刑に死刑が定められている事件については、オーストラリアから要請があった場合、裁判権を放棄せざるを得ない事態に発展する可能性がある。</p>	<p>・死刑制度の存廃は、基本的には、国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえ、それぞれの国が独自に決定すべきものである。</p> <p>・左記の勧告に対して、日本政府は「日本は、死刑問題については、各主権国家が自ら決定すべき問題と考える。国民世論や極めて凶悪な犯罪の存在等に照らせば、死刑を廃止することは適当ではない。」と回答し、これらの勧告を受け入れていない。</p>
8 国民世論と世論調査	
<p>・内閣府の実施する世論調査の内容は、死刑存置の意見が多くなるような誘導的な設問になっている。また「死刑もやむを得ない」という消極的賛成の中には、代替刑等の条件を整えば廃止すべきという意見も相当数ある。</p>	<p>・世論調査の結果では、死刑を容認する回答は8割を超えている。死刑存廃問題は、国民にとって最も基本的かつ重要な事柄であるので、国民の意識は強く反映されなければならず、世論調査の結果は尊重されるべきである。</p>
9 Summary Execution(即決処刑)と死刑制度	
<p>・死刑廃止国であるか否かにかかわらず、警察官の恣意的な職務執行によって被疑者を射殺するようなことは許されるはずがない。「死刑廃止国においては、死刑の執行の代わりに現場で射殺が行われている」という主張はミスリーディングである。</p>	<p>・死刑制度を廃止した国では、死刑を執行する代わりに事件の現場で犯人を射殺しているではないか。裁判もせずに現場で犯人を射殺するより、日本のように犯人を射殺せずに拘束して、裁判を経て死刑にする方がよほど人権を守っていることになるのではないか。</p>